# 事業に関する協定書

嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(令和3年条例第23号)に基づき、嵐山町(以下「甲」という。)と、事業者 (以下「乙」という。)との間において、乙が施行する (以下「当該事業」という。)の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

### (事業の実施)

- 第1条 乙が施行する当該事業の事業区域の所在地及び事業の規模は次のとお りとする。
  - (1) 事業区域の所在地 嵐山町
  - (2) 事業の規模 事業区域面積 m<sup>2</sup> 発電出力 k W
  - (3) 目 的 太陽光発電設備の設置
  - (4) 設備 ID
  - (5)協定対象期間 年 月 日(協定締結日)から事業の終了 後、乙(又は乙の地位承継者)の撤退まで

## (事業の設計及び施行)

第2条 乙が行う当該事業の設計及び施行については、嵐山町太陽光発電設備 の設置及び管理等に関する条例及び同条例施行規則に規定する基準によるも のとする。

# (条例及び条例施行規則の遵守)

第3条 乙は、当該事業の実施にあたり甲との緊密な連絡調整を図り、嵐山町 太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例、同条例施行規則(令和3年 規則第 号)の内容を遵守するものとする。

### (確約書の遵守)

第4条 乙は、 年 月 日付で甲に提出した確約書(着手時)及び 年 月 日付けで甲に提出した確約書(完了時)の内容を遵守するものと する。

### (排水の適正管理)

第5条 乙は、当該事業区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等 を及ぼすことのないよう適正な維持管理をするものとする。

#### (災害等の報告)

第6条 乙が、当該事業区域内及び既存道路等関連する区域で、工事着手後当 該事業による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責 任とし、速やかに甲に報告するものとする。

(災害等の復旧)

第7条 前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

(良好な環境及び安全の確保)

第8条 乙の当該事業に関連する区域での工事中及び工事完了後において、周 辺住民の良好な環境や安全を阻害することのないように、乙の責任と負担に おいて、必要な措置を講ずるものとする。

(協定の承継)

第9条 乙の都合により、当該事業に伴い築造された太陽光発電設備及びその他 の附帯施設等の所有者又は土地の所有者が変更になる場合は、乙は変更後の所 有者に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

(固定価格買取期間終了後の維持管理)

第10条 乙は、固定価格買取期間終了後においても、引き続き適正な維持管理 を行うものとする。

(疑義等の処理)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項に ついて、その都度甲乙両者で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

乙 (住所) (氏名) 即

※確約書写し添付